

## 京都大学大学院支援体制等特別委員会要項

令和3年2月9日総長裁定制定

第1 京都大学における大学院支援の今後の実施体制等について検討するため、研究科長部会の下に、大学院支援体制等特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置く。

第2 特別委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当の理事
- (2) 国際高等教育院長
- (3) 大学院横断教育プログラム推進センター長
- (4) 総長が指名する理事 若干名
- (5) 総長が指名する研究科長 若干名
- (6) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第6号の委員は、総長が委嘱する。

第3 特別委員会に委員長を置き、総長が指名する。

2 委員長は、特別委員会を招集し、議長となる。

第4 特別委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 特別委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5 特別委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 特別委員会が、結論を得たときは、研究科長部会に提示したうえ、総長に報告する。

2 前項の報告をもって特別委員会は解散する。

第7 特別委員会に関する事務は、国際高等教育院事務部において処理する。

第8 この要項に定めるもののほか、特別委員会に関し必要な事項は、特別委員会の議を経て委員長が定める。

### 附 則

この要項は、令和3年2月9日から実施する。